

## 産前産後期間相当分(4カ月分)の国民健康保険税が減額されます

### 対象者

令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険に加入している方  
(妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象。死産・流産・早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)

### 受付期間

出産予定日の6カ月前から(出産後の届出もできます)

### 国民健康保険税の減額方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から産前産後期間(※)相当分が減額されます。

※ 産前産後期間…出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(4カ月間)。双子以上の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月間。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
▽一人の場合							
▽双子以上の場合							

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象となりません。

 …減額対象月

令和5年11月1日から令和5年12月31日までに産まれたことを本町で把握できた方には、案内を送らせていただきますので、届出をお願いします。

### 届出に必要な書類

- ▽届書
- ▽母子健康手帳など(親子関係が分かるもの)

届出・問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48)1111(内1117)

## 保育園入園案内(5月入園分)

5月入園希望の受け付けを行います。入所申込書や案内は随時子育て支援課で配布しています。

受付期間 2月1日(木)～9日(金)の平日午前9時～午後5時

※ 上記期間を過ぎても申し込みはできますが、優先順位が下がります。

受付場所 子育て支援課(10番窓口)

### 申し込み方法

子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※ 詳しい入所基準は案内を確認してください。

※ 提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

### その他

▽年少クラス以上については、自由契約児の受け付けも行います。

▽3・4月の入園受け付けも随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

▽4月入園分のみ求職活動中の入園基準が異なります。

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48)1111(内1123・1124)

